

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊総第105号

令和3年4月1日

「新しいくまもと創造に向けた基本方針」及び「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について（通達）

本県においては、蒲島県政4期目の県政運営基本方針として、令和5年度までの期間において重点的に推進する取組の方向性を取りまとめた別添1「新しいくまもと創造に向けた基本方針」（以下「基本方針」という。）が策定されたところである。基本方針においては、「熊本地震と令和2年7月豪雨からの創造的復興を両輪に、新型コロナウイルス感染症による社会の変容を見据え、持続可能な「新しいくまもと」を創造する。」を基本理念とし、その実現に向けて「令和2年7月豪雨からの創造的復興」、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応」、「熊本地震からの創造的復興」及び「将来に向けた地方創生の取組み」の4つの柱により施策を展開していくこととされている。

また、基本方針の策定に合わせて、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条に基づく基本計画として別添2「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）が策定され、基本方針に掲げられた4つの柱に沿った具体的な取組が示されている。

各位においては、総合戦略におけるKPI（重要業績評価指標）に刑法犯認知件数及び交通事故死傷者数が掲げられているとおり、県警察が担う治安対策には地域社会の安全・安心を確保することを通じて地方創生の施策を支える側面があることを念頭に置いて、別紙に示す県警察が関係する取組を始めとした、基本方針及び総合戦略を踏まえた取組を推進されたい。

※ 別添・別紙（略）